

案件名：武豊町議会基本条例策定（案）

募集期間：平成 23 年 2 月 1 日（火）～2 月 28 日（月）

意見数：3 件

No	意見の概要	町としての考え方
1	本条例案は、栗山町の議会改革なども参考にされたと思います。それらと比較しても、大筋で項目・内容・文面的には妥当と考えます。したがって、出来る部分から速やかに実行に移し、レベルアップして行って下さい。	励ましのご意見として承ります。
2	実行の具体的方法が明確にされていないので、議会条例の真の実現を危惧しかねません。 パブリックコメントを求める場合は、町民がコメントを出しやすいように、本条例第 12 条で定めるように政策を必要とする背景と提案に至るまでの経緯と他の自治体の類似する政策との比較を公表するように配慮をして頂きたかった。	本条例案を施行するにあたっては、条文の逐条解説を作成して、具体的な方策等を定めこれを公開します。また、本条例の目的達成のために必要がある場合は、関連する条例、規則等を定めます。 本条例案の形成過程の説明は、「議会だより」に掲載し、パブリックコメントを行いました。また、本町議会議員が主催する住民説明会を 2 度開催しました。
3	町・行政主催の審議会がいくつかあり、傍聴がほとんど可能ですが議会側が不参加です。これらにも議会側のだなたか担当を決め、傍聴・参加などして、町民の意見を収集する事なども積極的に実施して頂きたい。	審議会等は町長が有識者等に委嘱して計画などを諮問するものです。議会は行政の執行をチェックするものであって、行政側の計画等の形成過程で基本的には議会が介入するべきではないと考えます。